

水防災意識社会再構築の取組

～ 経過報告 ～

釧路川外減災対策協議会

「水防災意識社会」の再構築の取組～①

みずぼうさい

平成27年9月 関東・東北豪雨

- ・利根川水系鬼怒川の堤防が決壊



平成27年12月「水防災意識社会」の再構築に向けて

- ・社会資本整備審議会の答申
- ・水防災意識社会 再構築ビジョン (国土交通省)

・**全国の国管理河川で推進**

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度までに水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

- <危機管理型ハード対策>**
 - 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばし、避難準備を完了するまでの時間確保を図る。
 - 河川管理者等による堤防の点検・補修・強化を図る。
 - 河川管理者等による堤防の点検・補修・強化を図る。
- <洪水氾濫を未然に防ぐ対策>**
 - 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや深遠対策などを実施。
- <住民目線のソフト対策>**
 - 住民等の行動につながるリスク情報の提供
 - ・避難経路の確保
 - ・避難経路が必要な緊急時等に住民の安全確保を図る
 - ・住民の安全確保を図る
 - 避難行動のきつかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水防士やボランティアの派遣
 - ・スマホ等によるアラート等の活用
 - ・スマホ等によるアラート等の活用
 - 避難行動のきつかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水防士やボランティアの派遣
 - ・スマホ等によるアラート等の活用
 - ・スマホ等によるアラート等の活用

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して、被災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

家屋損壊等氾濫想定区域

平成28年6月「釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会」

- ・水害リスク情報、取組状況の共有、減災のための目標を共有
- ・今後5年間の具体的な取組項目、フォローアップ方法の確認

平成28年8月 の台風被害

- ・北海道での堤防決壊
- ・東北での浸水被害



H28. 8. 31撮影

浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
釧路川の減災に係る取組方針

平成28年11月25日

釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会
(釧路市、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、
釧路総合振興局、釧路地方気象台、釧路開発建設部)

取組方針の策定
(平成28年11月)

「水防災意識社会」の再構築の取組～①

平成28年8月 北海道・東北 一連の台風被害

- ・北海道での堤防決壊
- ・東北での浸水被害



H28. 8. 31撮影
浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)



平成29年1月「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」

- ・社会資本整備審議会の答申
- ・水防災意識社会再構築の取組を加速
- ・都道府県が管理する中小河川において本格展開すべき

※地域全体で減災に取り組むため、
釧路管内の全市町村が構成員となる

「釧路川外減災対策協議会」設置(平成29年6月)

平成29年7月 九州北部豪雨

- ・局所的かつ猛烈な降雨により、急流河川などで大量の土砂や流木が発生し被害が拡大。



平成29年9月「九州北部豪雨を踏まえ中小河川の緊急点検」

- ①土砂・流木による被害の危険性
- ②再度の氾濫発生危険性
- ③水位把握の必要箇所 等について全国の中小河川で緊急点検



平成29年12月「中小河川緊急治水対策プロジェクト」

平成30年3月「釧路管内の一級河川、二級河川」減災に係る取組方針

- ・水害リスク情報、取組状況の共有、減災のための目標を共有
- ・今後4年間の具体的な取組項目、フォローアップ方法の確認

水防法に基づく大規模氾濫減災協議会へ移行

昭和57年7月～

釧路川水防連絡協議会

釧路開発建設部が管理する一級河川の水害防止を図るため、重要水防箇所の周知、河川水防情報等の提供等を通じて関係各機関が密接な連携を図り、流域住民の安全を確保することを目的とする。



平成28年4月～

釧路川水防連絡協議会 釧路川減災対策部会

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、部会を設置。



(減災対策部会を廃止)

引き続き

釧路川水防連絡協議会を継続

一級河川釧路川の連絡協議会

(対象河川 : 1級河川釧路川)

構成員 : 5市町村及び関係機関

(水防法に基づく大規模氾濫減災協議会)

平成29年6月～

釧路川外減災対策協議会

「水防災意識社会」を再構築することを目的に、部会を設置

(対象河川 : 1級河川釧路川

2級河川(釧路総合振興局管内)

構成員 : 8市町村及び関係機関

(統合)

平成30年3月～

釧路川外減災対策協議会

水防連絡協議会は、釧路川外減災対策協議会と統合し目的を遂行